

都市計画案に係る意見の要旨 (生産緑地地区の変更)

1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和7年8月27日～令和7年9月10日
意見書提出数	1通

2 都市計画案に係る意見の要旨

意見の要旨
・名古屋市は三大都市でありながら多くの生産緑地が残り、新規指定が少なからずあることは、都市づくりをする上で良いことと考える。しかし、除外される生産緑地が多いことは、残念に思う。 ・農地は、作物の生産のみならず、都市の緑被率向上、ヒートアイランド現象抑制、住宅地の過密化抑制により都市の魅力度を上げる効果もある。 ・生産緑地の開発（転用）を進めると、緑地の減少だけでなく、空き家の増加、インフラ維持コストの増大リスクも生じる。また、工事に人員を割かれ、ますます人手不足が亢進する。 ・したがって、生産緑地を守り、生産緑地地区から除外される土地を減らすように努めていただきたい。 ・そのためには、生産緑地の要件緩和、離農の防止、新規就農の促進、耕作放棄地の農地としての活用が考えられる。例えば、区域の規模要件 300 平方メートル以上の緩和・地域農業の振興・市民農園の拡充等が考えられる。 ・生産緑地を含む農地・山林の減少を防ぐことで、緑豊かで過ごしやすい都市づくりをお願いしたい。